

民泊をお考えの皆様は 事前相談をお願いいたします

荒川区で民泊事業をお考えの皆様は、

荒川消防署に事前相談をお願い致します。

**事業や建物の形態や規模によって、
新たに消防用設備の設置や
届出等が必要になります！**

第3号様式第2 (第24条の2関係) (第2)

別火対象物使用開始届出書 年 月 日

東京消防庁 消防署長 宛 届出者 () 姓 氏 名 () 住 所 電話 () 番

下記のとおり、別火対象物又はその部分の使用を開始したので、火災予防条例第14条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

敷地の形態	名称		用途用途
	所在地	防火区域	
別火対象物の形態	敷地面積	防火面積	電話 ()
	工事現場住所	住所	
	名称・種類	用途用途	電話 ()
所有者	氏名	種別・実名・区分・その他	
	住所	住所	電話 ()
事業主	氏名	種別・実名・区分・その他	
事業主	住所	住所	電話 ()
工事等種別	() 項 () 号	別へ記載	
用途	用途用途	電話 ()	
設計者	氏名	住所	電話 ()
設計者	住所	住所	電話 ()
施工者	氏名	住所	電話 ()
施工者	住所	住所	電話 ()
防火安全技術者	氏名	住所	電話 ()
防火安全技術者	住所	住所	電話 ()
石炭機器技術管理者	氏名	住所	電話 ()
石炭機器技術管理者	住所	住所	電話 ()

※ 受付欄

(日本工業規格 A 94 4 番)

民泊サービスを提供する方へ

安全にお泊りいただくために、安全を確保するための消防用設備等をご覧ください。

共同住宅の一部を民泊として活用する場合

- 自動火災報知設備 (火災を早期に知らせる)**
防火部分には自動火災報知設備を設置する必要があります。延焼部分 (延焼部分) が50㎡以上の共同住宅など、すでに設置されている場合は、新たに設置は不要です。延焼部分が小さいなど一定の条件を満たす場合には、防火部分及び管理入空等に警報工事で簡易式のものを設置すれば足りる場合もあります。
- 防煙灯 (避難口へ誘導する)**
新たに廊下、階段等の共有部分に設置する必要がありますが、一定の条件を満たすことにより設置が不要となる場合もあります。
- 消火器 (初期消火する)**
延焼部分が150㎡以上の共同住宅など、すでに設置されている場合は、新たに設置は不要です。

戸建住宅で民泊を行う場合

- 自動火災報知設備 (火災を早期に知らせる)**
設置することが原則となります。なお防火部分 (延焼部分) が一般住宅の一部 (半分未満) で50㎡未満の場合は、住宅用火災警報器を設置することで足りります。
- 防煙灯 (避難口へ誘導する)**
設置することが原則となります。なお、一定の条件を満たすことにより設置が免除される場合もあります。
- 消火器 (初期消火する)**
防火部分 (建物の半分を超える場合は建物の全体) の面積が150㎡以上の場合は、設置する必要があります。

カーテン、じゅうたんなどを用いる場合は、防火性能 (火災発煙拡大の抑制など) を有する防災物品として下さい。

責任者が30人以上となる場合は、防火管理者を定め本リール警報器などを行う必要があります。なお、外部委託する場合は、「防火設備の点検」や「消防用電灯の増設」などが求められている場合もあります。詳細など詳しくは、お近くの消防機関にご相談ください。

問合せ先 荒川消防署 予防課 予防係

電話 03-3806-0119 内線580